



福島医発第 175 号 (地)

令和 2 年 4 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

(公財) 労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について

(公財) 労災保険情報センター (RIC) の事業である「長期運転資金貸付制度」について、今年度も下記の内容により実施される旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

昨年度と同様に、現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合においては、RIC 労災医療部へ問い合わせの上、期日までに繰上償還することにより借入れ申込みが可能となります。(ただし、貸付原資枠を超えた申込みがあった場合は、規定により抽選の上、貸付対象者が決定されます。)

なお、本制度の概要は下記のとおりであります。各契約医療機関 (借入れ申込対象医療機関) に対しましては、RIC 本部より直接通知されることとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症における医療機関の状況を踏まえ、例年に比べ借入申込期間を 1 ヶ月延長した 6 月末までとなりますことを申し添えます。

記

[長期運転資金貸付制度 概要]

1. 貸付申込対象者

RIC と労災診療補償保険支援 (互助) 契約締結後 1 年以上経過している契約者 (2020 年 4 月以前の契約) で、かつ、援護事業による診療費貸付 (診療費立替払) の実績を有する医療機関 (現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合には、2020 年 4 月 24 日までに繰上償還することにより、借入申込が可能となる)

2. 貸付資金の使途

契約医療機関の経営の改善、医療施設の整備等

3. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1) 借入申込期間

2020 年 5 月 1 日 (金) ～同年 6 月 30 日 (火)

(2) 借入申込先

RIC 本部 (「借入申込書」は、添付資料 2 に融様式第 1 号として掲載)

(3) 貸付金振込日

第1回 2020年7月27日(月)

第2回 2020年11月25日(水)

(借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択)

4. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間(2019年5月から2020年4月)において、援護事業により貸付された診療費の80%の5倍を限度(ただし、1医療機関に対する最高貸付額は1,000万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額の単位は10万円とする)

5. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率(7月1日または11月1日現在)から1.0%を減じた利率(固定金利)(ただし、利率の下限は0.5%)

※2020年度貸付利率は現時点で0.5%を予定

6. 貸付期間及び返済方法

(1) 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内(ただし、必要に応じて6ヶ月以内の据置期間を設けることが可能(この場合、据置期間は返済期間に含まれる))

(2) 返済方法

1) 元利均等方式により、毎月の援護貸付金貸付契約を締結している場合は、診療費立替払額から控除

2) 診療費立替払額が当該月の返済額に満たない場合は、その差額分は別に返済(翌月の15日までに銀行振込等で返済)

7. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額(元金)に対し、年10%の割合(365日の日割計算)の延滞損害金を徴収

8. 保証人等

保証人、担保は不要

以上

[添付資料]

1. 令和2年度 長期運転資金貸付の実施について

(令2.4.1労保情発第18号 公益財団法人労災保険情報センター理事長)

2. 《令和2年度》長期運転資金貸付のお知らせ

(公益財団法人労災保険情報センター)

日医発第 55 号（保 15）
令和 2 年 4 月 1 0 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武
(公印省略)

(公財) 労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について

(公財) 労災保険情報センター (R I C) の事業である「長期運転資金貸付金貸付事業」について、2020年度におきましても、下記の内容により実施されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

昨年度と同様に、現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合においては、R I C 労災医療部へお問い合わせの上、期日までに繰上償還されると借入れ申込みが可能となります。

(ただし、貸付原資枠を超えた申込みがあった場合は、規定により抽選の上、貸付対象者を決定します。)

また、各契約医療機関（借入れ申込対象の医療機関）に対しましては、別添の「《令和2年度》長期運転資金貸付のお知らせ」等により、R I C から直接ご案内しておりますが、新型コロナウイルス感染症における医療機関の状況を踏まえ、例年に比べ借入申込期間を1ヶ月延長した6月末までとなりますことを申し添えます。

記

[長期運転資金貸付金貸付事業 概要]

1. 貸付申込対象者

R I C と労災診療補償保険支援（互助）契約締結後1年以上経過している契約者（2020年4月以前の契約）で、かつ、援護事業による労災診療費の請求の実績を有する医療機関（現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合には、4月24日までに繰上償還することにより、借入申込が可能となる）

2. 貸付資金の使途

契約医療機関の経営の改善、医療施設の整備等

3. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1) 借入申込期間

2020年5月1日（金）～同年6月30日（火）

(2) 借入申込先

R I C労災医療部（「借入申込書」は、添付資料2に融様式第1号として掲載）

(3) 貸付金振込日

第1回目 2020年 7月27日（月）

第2回目 2020年11月25日（水）

（借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択）

4. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間（2019年5月から2020年4月）において、労災診療費として請求した額の80%の5倍を限度（ただし、1医療機関に対する最高貸付額は1,000万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額の単位は10万円とする）

5. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率（7月1日または11月1日現在）から1.0%を減じた利率（固定金利）

（ただし、利率の下限は0.5%）

※2020年度貸付利率は現時点で0.5%を予定

6. 貸付期間及び返済方法

(1) 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内（ただし、必要に応じて6ヶ月以内の据置期間を設けることが可能（この場合、据置期間は返済期間に含まれる））

(2) 返済方法

- ・元利均等方式により、毎月の援護貸付金貸付契約を締結している場合は、診療費立替払額から控除

- ・診療費立替払額が当該月の返済額に満たない

場合は、その差額分は別に振り込みによる返済（翌月の15日までに銀行振込等で返済）

7. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）の延滞損害金を徴収

8. 保証人等

保証人、担保は不要

[添付資料]

1. 令和2年度 長期運転資金貸付の実施について

（令2.4.1 労保情発第18号 公益財団法人 労災保険情報センター理事長）

2. 《令和2年度》長期運転資金貸付のお知らせ

（公益財団法人 労災保険情報センター）

労保情発第18号
令和2年4月1日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 殿

公益財団法人 労災保険情報センター
理事長 山口 直人



令和2年度長期運転資金貸付の実施について

春暖の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記につきまして、本年も別添「令和2年度 長期運転資金貸付のお知らせ」のと
おり長期運転資金の貸付を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、同「お知らせ」を当財団から労災診療補償保険支援（互助）契約医療機関あ
て送付することとしておりますので、ご了知くださいますようお願い申し上げます。

長期運転資金貸付のお知らせ

(公財)労災保険情報センター(RIC)互助事業による長期運転資金の貸付を、次のとおり実施します。

① 貸付対象者 *

労災診療補償保険支援（互助）契約締結後1年以上経過し、労災診療費の請求実績のある医療機関とします。

なお、令和2年5月1日現在当事業による借入残金のない医療機関とします。

（現在当事業から貸付を受けている場合は、4月24日（金）までの完済が申込条件となります。4月14日（火）までにRIC労災医療部へお問い合わせ下さい。）

② 資金の用途 *

経営の改善等に必要な資金としてご利用ください。

③ 貸付額 *

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

（貸付額は、借入申込月の前1年間（令和元年5月～令和2年4月）に労災診療費として請求した額の80%の5倍以内とします。例えば、最低貸付額100万円を借入れる場合に必要な労災診療費の請求額は最低25万円となります。）

4 貸付利率*

貸付利率は、財政融資資金法に基づく、貸付月の7月1日又は11月1日現在の貸付金利率（年利）から1.0%を減じた固定金利とします。ただし、利率の下限は、0.5%です。

（今年度の貸付利率は、現時点では0.5%を予定しています。
7月貸付と11月貸付で貸付利率が異なることがあります。）

5 償還期間*

貸付金の償還期間は5年以内とします。

（返済に当たって、6か月以内の据置期間を設けることができます。
据置期間は返済期間に含まれ、利息のみのお支払いとなります。）

6 貸付の決定*

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定します。
なお、貸付の決定結果は7月上旬を目途に郵送にてお知らせします。

7 貸付契約の締結*

貸付の決定後、「金銭消費貸借契約書」と「印鑑証明書」の提出により貸付に関する契約を締結します。

（※保証人・担保は必要ありません。）

8 貸付金振込日*

借入申込時に、どちらかの振込日を選択してください。

7月貸付 令和2年 7月27日（月）

11月貸付 令和2年 11月25日（水）

9 貸付金の返済*

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、お振込みによる返済となりますが、労災診療援護貸付金貸付契約を締結している場合は、毎月の労災診療費立替額から控除し、不足する場合、差額はお振込みでの返済となります。

貸付利率を0.5%として5年間で返済する場合、毎月の返済額は、借入金100万円の場合約16,900円、1,000万円の場合約169,000円です。

10 延滞損害金*

約定による債務を履行されないときは、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）で延滞損害金を徴収します。

11 借入申込期間・申込方法*

令和2年5月1日（金）から同年6月30日（火）までに、裏面の「長期運転資金借入申込書」（コピー使用）に記入のうえ、当財団労災医療部へ郵送にてお申し込みください。

※11月貸付を希望した場合も、借入申込期間は上記と同様です。

詳細については、下記までお問い合わせください。

令和2年4月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル
TEL 03-5684-5516
FAX 03-5684-5521

年 月 日

長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

記

- 1 借入申込額 金 円
- 2 資金の用途
- 3 償還期間 年 か月 (据置期間 か月・不要)
- 4 希望振込月 (下記のいずれかを○囲みしてください)
7月 ・ 11月

指定病院等の番号

--	--	--	--	--	--	--

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号